

日本代協阪神ブロック協議会

カスハラをテーマにセミナー

絶対に逃げず、勇気をもって“NO”を

開催に先立ち大阪
阪神の新谷代表
子会長が挨拶に立ち、「本日は社会
問題となっている
カスタマーハラス
メント(カスハラ)」
をテーマにセミナ
ーを開催することにし
た。私たち保険代理店は、
お客様の事故の相手や店
頭に来られる方をあらか
じめ人選することが難し
い仕事である。もしその
相手がクレーマーであつ
たとき、いかに社員を守
るのか、そして社員が働
きやすい環境にするには
どのようにすればよいの
か勉強したいと思う」と述べた。

セミナー講師である井
上氏は「損保ジャパンの
「本社お客さま相談室」
において4年間で314
件の相談を受電し、そ
の間に苦情とクレーマー

日本代協阪神ブロック協議会は、7月13日15時30分から、井上久会員労務士・行政書士事務所の井上久氏を講師に招き、「クレーマー・ベビークレーマー対応 大手損害保険会社苦情受付係314件の証言」をテーマに、Zoomウェビナーおよび大阪代協会議室でのリアル講義によりセミナーを実施した。同氏が勤めた大手損害保険会社のお客さま相談室における実体験談に基づく対応策について、参加者171名は熱心に耳を傾けた。

無理に解決しようとせず

社員全員が同じ視点で臨む



新谷会長

事案等の対応を行った。
同氏は、「苦情とクレー
マーを混同しがちだが、
苦情は保険会社側の①説
明不足、②連絡不十分、
③態度・対応といったも
のがその発生の主な原因
で純粋なお客様の
表現であり、組織
としてこれを記録
・共有してPDC
Aにつなげる必要
がある」と述べる
一方、「クレーマー
は不当要求など
の攻撃を仕掛けてくる輩
であり、組織としての対
応が必要であるとともに



井上氏

効果ある“キラーフレーズ”

脅迫罪などの法律知識を備える

クレーマー、モンスター
ークレーマーは絶えず相
手の弱點、スキを狙って
いるので、その手に乗ら
ないこと。そして、具体
的な対応として、①(と
くに上司は)絶対に逃げ
ない、②勇気をもってN
O(いやです)といふ言
葉を発するとともに、そ
の後に警察が動きやすくな
るように録音や録画な
どの証拠を残すこと、不
退去罪(刑法130条)、
や脅迫罪(刑法1322条)、
強要罪(同2223条)、
相談対応等から学んだク
レーマー対策(キラー・

威力業務妨害罪(同23
3条)、恐喝罪(同24
9条)の法律知識を備え
ておこことが望まれると
話した。その上でどこに
心がけていたことは『絶
対に逃げない』『できな
い約束はない』『当た
り前のことを正々堂々と
説明する』ことだったと
いう。かかる電話の中
の10件に1件はクレーマー
は業務パフォーマンスが
低下し、健康不良、現場
への恐怖といった影響を
受けた上、企業もその対
応による時間の浪費や業
務上の支障、金銭的損失、
ブランドイメージの低下
等といったダメージを被
ると指摘した。

苦情を受電したときの
対応法は、10分間ほど話
をじっと聞き、落ち着いて
いたひいど「ひつひつこ
とですか?」と事実確認
をし、「そうです」とい
う答えを得たら、こちら
の説明に入ることを心が
け電話対応していくと
話した。その上でどこに
心がけていたことは『絶
対に逃げない』『できな
い約束はない』『当た
り前のことを正々堂々と
説明する』ことだったと
いう。かかる電話の中
の10件に1件はクレーマー
は業務パフォーマンスが
低下し、健康不良、現場
への恐怖といった影響を
受けた上、企業もその対
応による時間の浪費や業
務上の支障、金銭的損失、
ブランドイメージの低下
等といったダメージを被
ると指摘した。



(損保版)

第1~4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪市西区鶴町1丁目5-15
(郵便番号550-0004)
電話 (06) 6225-0550 (代表)
FAX (06) 6225-0551 (専用)
購読料 1か月2420円
(消費税、送料込み)
©新日本保険新聞社 2023



クレーマー・ベビーカレーマー対応

りで言つたんじやな
い」と退散し、一度と攻
めてくることはないとい
う秘策を紹介した。同氏
は、その理由を「クレ
ーマーとして、組織として判断
することが重要であると
述べた。

こうしたクレーマー
は、「なんや、その日つ
て「まともな理由が通る
べきは」「なんや、その態
度は」等といった「因縁」
をつけ、無理矢理に「す
いません」という言葉を
引き出し、債務の履行を
執拗に迫るのが常套手段
になっていると指摘。

このような因縁に対し
が大切であると強調し
た。

同氏は、クレーマーから
「ひのやう」といった罵声に
対してその都度、相手がそのまま病院で医
者に診てもらい、心神喪失の診断書を取つて警察
に届け出れば『脅迫罪』
が成立する可能性がある
ことを知っている。この
フレーズはクレーマーが
プロであればあるほど効
果が發揮される」と説明
した。

そして事前対策として、
①最寄りの警察署への挨
拶や警察署が実施してい
る不当要求防止責任者
の専任と講習の受講、②
警察官立ち寄り所等の
「魔よけのポスター」の

掲示、③防犯ビデオの設
置、録音装置の準備をし
ておくこと、さらに④社
員のメンタルを守るために
の相談窓口・通報窓口を
社内に設置してすぐにク
レーマーに関する情報をキ
ヤッヂできる体制を整え
ておくことを推奨した。

最後に、新谷会長が
「本日は先生の実体験に
基づいたお話をあり、と
りわけペテランの代理店
にとつては経験したこと
があな内容も多かつたと
思う。カスハラは、経験
の豊かな代理店は相応
の対応ができるが、若い
世代の従業員にとつては
まだまだハードルが高い
問題。そういった意味で
本日のお話を勉強になっ
たと思う。また、ペテラン
代理店も本日の話を念
頭に置き、彼らを守り、
育てていっていただきた
い」と締めくくった。